

〔事案 25-81〕 災害死亡保険金等請求

・平成 26 年 1 月 7 日 裁定打切り

<事案の概要>

熱中症による死亡は、約款に規定する不慮の事故による死亡に該当しないことを理由に災害死亡保険金が支払われないことを不服として、その支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

(1) 保険会社は、被保険者の死亡時の状況から推測できる全ての死亡原因を明確にすべきであるが、それが行われておらず、それができない場合は災害死亡保険金を支払うべきである。

(主張①)

(2) 保険会社が送付した通知文（支払事由の有無について調査結果を踏まえた判断を通知したものの）が、災害死亡保険金が支払われるとの期待を抱かせるものであったことから、自分が時間を費やしたことに対する補償を求める。(主張②)

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 保険会社として可能な限りの調査を尽くしたが、被保険者の死亡が災害死亡保険金支払いの対象となる不慮の事故によるものであることは確認できなかったため、災害死亡保険金の支払い対象にはならない。

(2) 申立人には、不慮の事故にあたるかどうかにより災害死亡保険金の支払対象となることにつき十分説明しており、誤説明等による期待権侵害は認められない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることにした。

1. 主張①について

保険会社は、生命保険協会のガイドライン（立証責任にかかわらず、「保険会社として必要な事実の確認を行う」ものと定めているが、推測できる死亡原因を全て明確にすることまでは求めていない）にしたがって病院や警察署に対する調査を実施しており、その調査結果より、被保険者の死亡が「不慮の事故」によるとは認められないとした判断は不合理とはいえない。保険金は、約款上の支払事由に該当する場合にのみ支払われるものであることから、支払事由に該当すると判断できない状況で災害死亡保険金の支払いを求める申立人の主張は認められない。

2. 主張②について

申立人が、内容が不適切であると主張する通知文には、「被保険者様のご死亡に至る原因・状況につきまして、避けられない事情等が存在し、それによって熱中症になられたとの新たな事実が判明した場合は、あらためて検討させていただきます」と記載されており、災害死亡保険金を支払うと期待させる内容であるとは認められず、仮にそのような期待を抱かせるものであったとしても、損害賠償請求の対象となるような財産的、非財産的な損害があったとは認められない。

3. 「不慮の事故」の該当性について

以上のとおり申立内容は認められないが、以下の事情を考慮すると、不慮の事故の該当性について当審査会で判断することは困難であり、本件は、裁判手続による解決が相当と判断する。

「熱中症」は、一般に、高温環境で発症することから、約款に不慮の事故から除外すると規定されている「過度の高温」によるものであり、災害死亡保険金の支払対象外となるが、本人の意思によらず熱中症を避けられない状況にあったような場合には、死因が熱中症であったとしても、不慮の事故と認めることができる。本件においては、被保険者が、そうした状況にあったか否かが問題となるが、この点を判断するためには、被保険者の家族、主治医や関係病院の医師などからの事情聴取が必要となり、専門医の鑑定も必要と考えられるが、裁判外紛争解決機関である裁定審査会は、第三者からの事情聴取手続や鑑定手続を有しておらず、本件は、当審査会が適正に判断することは著しく困難である。